

換地課からのお願い

1. 各種届出のお願い

本土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転がある際は、所有権移転登記を行ったあと、当事務所に届出してください。

また、保留地は不動産登記ができないことから、換地処分による登記が完了するまでの間、不動産登記簿に代えて保留地権利台帳により施行者(千葉県)が管理しています。

保留地所有者様におかれましては、転居等による住所変更や氏名変更についても、届出が必要となります。

届出用紙は、当事務所または下記ホームページにて取得可能です。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分の公告の日までの間)事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、土地区画整理法第76条の規定による許可が必要となります。

事前に当事務所にご連絡いただき、計画内容について事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等)
- ③移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置またはたい積

尚、事前相談の後、必要事項をご記入のうえ、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。申請書は下記ホームページにて取得可能です。

3. 仮換地証明書の郵送による申請及び交付について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、仮換地証明書の郵送での申請及び交付を行っております。つきましては、郵送での申請及び交付を希望する方は、申請書類及び返信用の切手を貼付した封筒等が必要となりますので、事前に当事務所宛にご連絡ください。尚、保留地証明書、事業用地一時使用申請につきましても、郵送申請を受け付けておりますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

《 千葉県 柏区画整理事務所 》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211 (移転補償等)

換地課 04-7134-1247 (換地、建築行為等に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294 (宅地造成、道路整備、調整池工事等)

F A X 04-7134-1299

ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kashiwa-k/index.html> (各種手続きについて)

区画整理だよりの送付先住所等に変更がありましたら換地課までご連絡下さい



区画整理だより

審議会委員の改選について

土地区画整理審議会は、「宅地所有者」、「借地権者」、「学識経験者」により構成され、仮換地の指定や保留地の決定等について審議するための土地区画整理法に定められた組織ですが、前回の審議会委員は令和2年12月4日が任期末となっていたことから、新たな審議会委員の選任が行われました。

この結果、宅地所有者からは14名、借地権者については立候補がなかったことから欠員、学識経験者については県知事により4名が選任されました。

なお、次回審議会は新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえて、開催時期を決定させていただきます。

前審議会委員の皆様におかれましては、平成27年度から5年間の長期に渡り数多くの議案を審議して頂き、事業の円滑な推進に多大なるご尽力を承りましたこと、厚くお礼申し上げます。

新委員の方々(五十音順)

【宅地所有者】

秋元 一臣 様	大関 孝一 様	金澤 一好 様
鏑木 博史 様	染谷 新一 様	田口 國男 様
増田 薫 様	増田 直晴 様	満田 喬 様
柳澤 勝義 様	山口 敏弘 様	山口 敏正 様
山口 則夫 様		
三井不動産株式会社 様		

【学識経験者】

内山 久雄 様	取違 暁男 様	藤井 さやか 様
吉川 正昭 様		

都市計画変更の説明会が実施されました

正連寺・小青田地区(位置図参照)の都市計画(用途地域、高度地区、地区計画)の変更について、令和2年9月12日(土)、柏市による説明会が開催されました。関係地権者様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

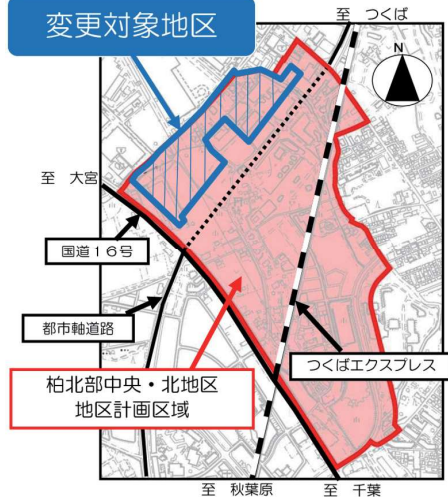
現在、柏市により手続きを進めており、令和3年3月頃都市計画決定する予定です。

詳細については、柏市役所都市計画課までお問い合わせください。

都市計画に関する問い合わせ先

柏市都市計画課

TEL04-7167-1144(直通)



第75回土地区画整理審議会について

【第75回土地区画整理審議会】

開催日：令和2年7月29日

出席委員：11名

第75回土地区画整理審議会が7月29日に開催されました。

第1号議案の評価員の選任は1名の方の辞任に伴い、新たに1名の方が審議会の同意を得て評価員となりました。

第2号議案の仮換地指定については、正連寺地区や若柴地区等の整備に関する6箇所、約0.38haの仮換地指定を諮問し、承認されました。

第3号議案の保留地の設定については、正連寺地区の4箇所、約0.16haの保留地設定を諮問し、同意されました。

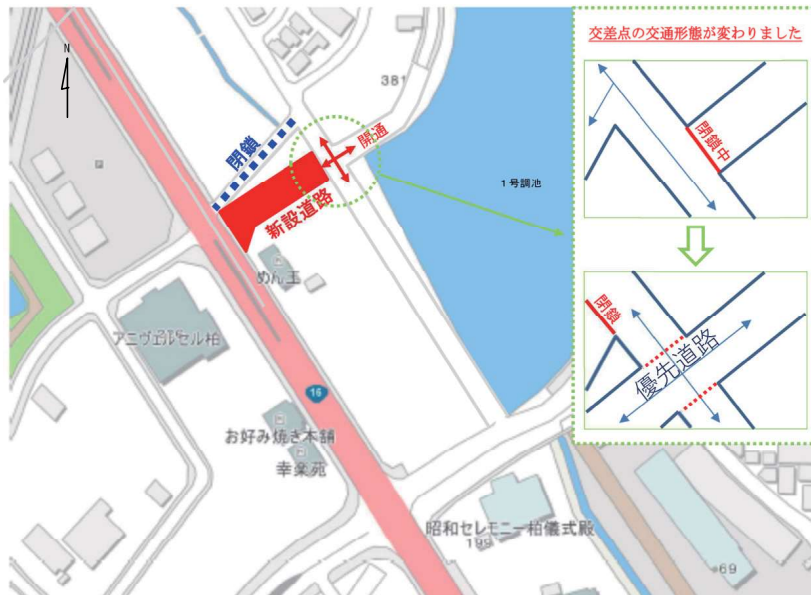
第75回審議会諮問箇所



若柴・正連寺地区の道路切替え

若柴・正連寺地区では区画道路の整備に伴い、令和2年9月16日より現道を廃止し新設道路へ切り替えました。

交差点におきましては新設道路側が優先道路となりますのでご注意ください。



宅内建柱の御協力のお願い

柏北部中央地区では、交通安全や景観等への配慮のため、電柱を宅地内に設置することとしています。

皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本(株)や東京電力パワーグリッド(株)が宅地内への建柱協議に伺う場合がありますので、御協力をお願いします。

電柱が路上に設置されると…

- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの交通の妨げになる。



電柱を宅地内に設置すると…

- ・道路上の視界が広がり、歩行者や自転車等の通行がより安全になる。
- ・電柱への違法広告などがおさえられ、まちの美観が保たれる。



路上に設置



宅地内に設置